

広島県告示第八百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和三年九月二十七日までの間、縦覧に供する。

令和三年九月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野呉線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
安芸郡熊野町呉地二丁目三四〇番二地先から 安芸郡熊野町呉地四丁目四四一番一地で 安芸郡熊野町出来庭二丁目一四二番二地 先から 安芸郡熊野町呉地四丁目四四一番一地で	旧	四・〇〇〇～二二 ・〇〇	三九八・〇〇	
安芸郡熊野町中溝一丁目三五七五番一地从 から 安芸郡熊野町呉地四丁目四四一番一地从 で	新	四・〇〇〇～三三 ・二〇 八・六〇〇～三三 ・二〇	一、〇八八・ 〇〇 一、七八二・ 六〇	ダブルウェイ (延伸) 県道矢野安浦 線と一部重複